

ウェブキャスト（同時配信等） に係る権利処理円滑化について

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
実演家著作隣接権センター運営委員
椎名 和夫

はじめに

- ・ 知的財産推進計画2019では、同時配信「等」に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について具体的な検討を行うことが盛り込まれた。
- ・ 5G時代を迎え、通信と放送の融合が進展する中、放送番組のネット同時配信だけでなく、広く放送型の配信サービス（ウェブキャスト）が一層普及することが想定される。
- ・ 新たな時代に適切に対応するためには、放送番組のネット同時配信だけでなく、ウェブキャストに係る権利処理円滑化について検討することが非常に重要である。

商業用レコードのウェブキャストに係る集中管理

利用態様	実演家の権利 ※レコード製作者も同様	集中管理の実態	アウトサイ ダー問題	実演家とレコー ド製作者との配 分比率
放送・有線放送	報酬請求権 (著作権法95条1項)	あり (指定団体による管理)	なし	50 : 50
有線放送による同時再送信	報酬請求権 (同法95条1項)	あり (指定団体による管理)	なし	50 : 50
ウェブキャスト (同時配信等)	①サイマルキャスト (放送番組のネット同時配信) ②その他ウェブキャスト (放送番組以外)	送信可能化権 (同法92条の2) ※同法102条5項が適用される 場合は権利制限される	あり (著作権等管理事業法 に基づく集中管理)	50 : 50
		なし (集中管理実態なし)		契約による

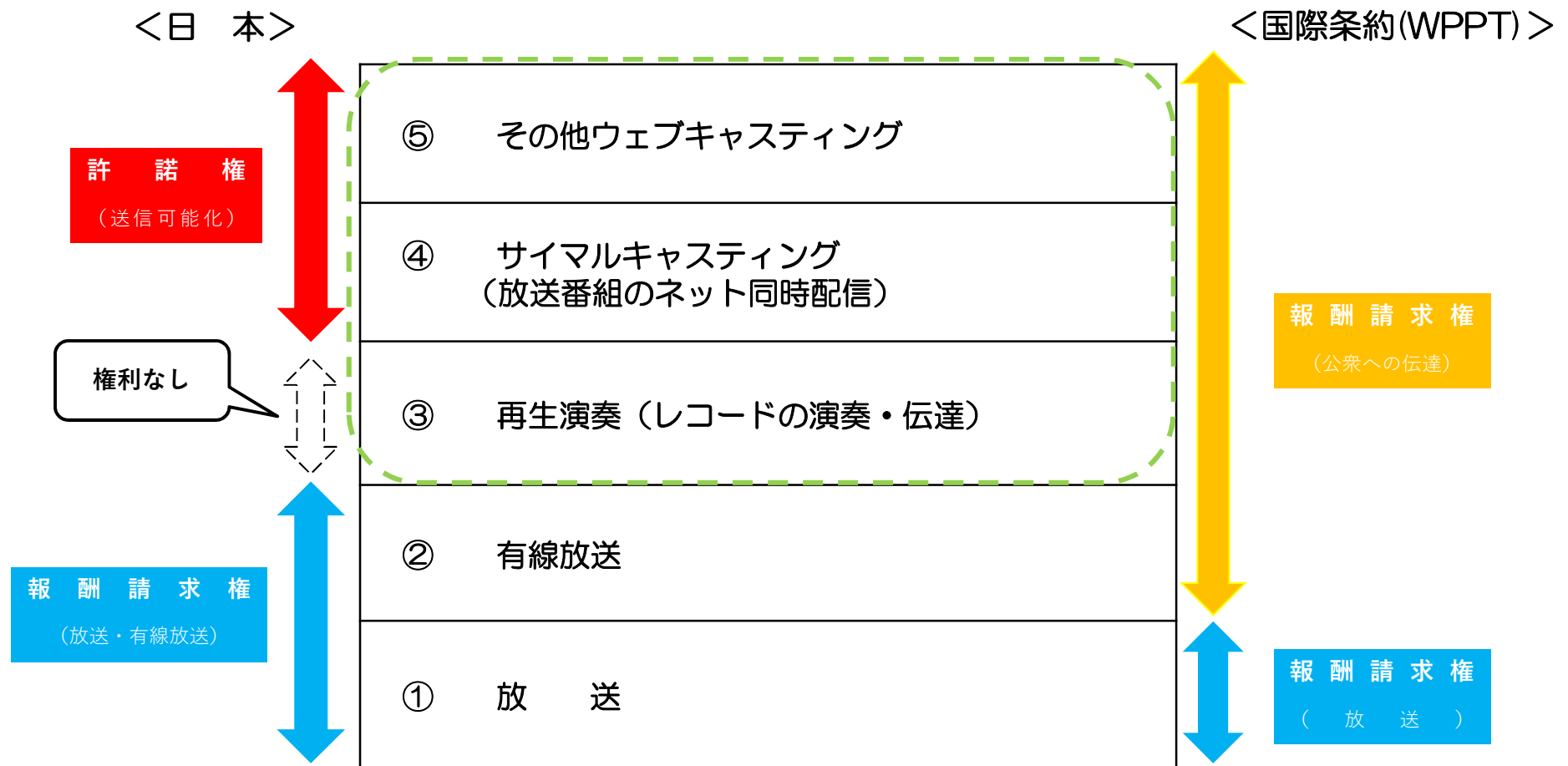


いずれも放送に極めて近い利用であるが、伝送路によって適用される権利や制度が異なり、権利処理の課題が生じている。



集中管理されていない分野においては、実演家は必ずしも衡平な対価を受取れていない実態がある。

国際条約との比較



➡ 日本は公衆への伝達に関する権利の在り方がアンバランスであり、これが前述の問題が生じる一因となっている。

海外の状況（ウェブキャストイング）

		韓国	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
法制度	実演家	報酬請求権	許諾権 →報酬請求権※1	報酬請求権	報酬請求権 (レコード製作者に 対する分配請求権)	許諾権 (強制許諾)
	レコード 製作者	報酬請求権	許諾権 →報酬請求権※1	報酬請求権 (実演家に対する 分配請求権)	許諾権	
	集中管理制度	指定団体による行使	管理団体による行使	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	実演家の報酬請求権は管理 団体にのみ譲渡可	強制許諾は、 指定団体が実施
集中管理の 実務	管理団体	FKMP	SPRE	GVL	PPL	SoundExchange
	構成	実演家	実演家とレコード製作者の 各団体に分配	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者	実演家と レコード製作者
	実演家とレコード製作者 との配分比率	50 : 50	50 : 50	50 : 50	50 : 50	50 : 50
備考			※1 2016年改正による。			



いずれの国も、集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、実演家が衡平な対価を獲得できる制度を有している。

ウェブキャストに係る権利処理円滑化について

- ・レコードのウェブキャストはユーザーに新しい音楽との出会いを提供し、音楽接触率の向上ひいては音楽市場の拡大に資するサービスである。しかし、現行制度の下では、アウトサイダー問題が生じているほか、広範な集中管理が実現していない実態がある。

- ・ウェブキャストにおけるレコード利用についても、放送と同様に集中管理によるワンストップでの権利処理を可能とし、実演家が衡平な対価を獲得できる制度を構築する必要がある。

- ・具体的な制度設計は、権利者への影響を考慮しつつ、検討を深める必要があるが、バランスのとれた議論を行うためにも、演奏・伝達も含めたレコードの「公衆への伝達」全体の制度見直しを検討すべき。